

# ホストタウン登録申請の手引き

内閣官房

東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局

1 手引きの目的	2
2 ホストタウンとは	2
3 申請することができる主体	3
4 申請の単位	4
5 登録の要件及び計画策定の留意点	4
6 支援措置	5
7 登録スケジュール	5
8 登録後の留意事項	7
(付属資料) 交流計画策定の留意点	8
参考資料	17

## 1 手引きの目的

---

- ・ ホストタウンの登録を受けるための申請は、ホストタウン推進要綱（平成 27 年 9 月 30 日 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議決定。以下「要綱」という。）に定めるほか、この手引きに沿って行っていただくようお願いします。

## 2 ホストタウンとは

---

- ・ 政府においては、大会の開催により多くの選手・観客等が来訪することを契機に、地域の活性化等を推進するため、事前キャンプの誘致等を通じ大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として、全国各地に広げることとしています。
- ・ ホストタウンは、「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成 27 年 11 月 27 日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）などの多くの政府決定において推進することとされており、この推進を通じ、オリパラの開催効果を東京のみならず全国津々浦々まで波及させることが強く期待されています。



### 3 申請することができる主体

- 本事業に申請できるのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定める地方公共団体です。
- 一の自治体によるものに加え、申請の代表となる団体を定めたうえで、複数の自治体（都道府県と市町村の組み合わせを含みます。）が連携して申請することも可能です。
- 民間事業者等は登録の主体にはなれませんが、民間事業者等と連携した交流等を内容として申請することは可能です。より広域に大会の開催効果を波及させる観点から、幅広い主体と連携した計画を作成していただくようお願いします。

## 4 申請の単位

---

- ・ 一の申請主体につき、一の申請書で提出してください。
- ・ 交流計画は、進捗管理を的確に行う観点から、複数国を相手とした交流を行う場合には相手国ごとに記載願います。

## 5 登録の要件及び計画策定の留意点

---

- ・ 政府は、ホストタウンの推進により、大会参加国等との交流等を通じ、スポーツの振興、教育・文化の向上及び共生社会の実現を図ることを目的としています。
- ・ 登録を受けるためには、計画期間中に、次の（1）～（3）に掲げる全ての者と住民等との間で交流等を行う計画を提出してください（要綱第2）。例えば、事前合宿を受け入れることだけを内容とした計画は、登録の対象となりません。
  - (1) 大会等に参加するために来日する選手等
  - (2) 大会参加国・地域の関係者
  - (3) 日本人オリンピアン・パラリンピアン
- ・ また、大会の開催効果を一過性のものとしないため、大会前後を通じ取り組みが継続する計画とするよう留意してください。
- ・ 申請の際には、交流計画は首長の了解を得てください。
- ・ 計画は、付属資料「交流計画策定の留意点」の様式に従って記載ください。
- ・ 登録要件を充足しない申請は、継続審査となります。この場合、相手国との折衝状況等に変更があった場合、次の登録申請期限までに計画を修正して再提出ください。修正後のものを、新たに審査します。

## 6 支援措置

---

- ・ 交流計画に位置付けられた事業は、国の予算又は地方財政措置により支援を受けることができます。関連施策を内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局（以下「事務局」という）のウェブサイト<sup>1)</sup>に「ホストタウンの推進に資する関係府省庁の取組」として取りまとめてありますので、交流計画策定の際には、必要に応じ参照してください。
- ・ 交流計画に計上した事業のすべてが支援の対象となるとは限りませんので、具体的な要件・条件については各事業の実施要綱等を参照願います。
- ・ ホストタウンへの地方財政措置については、「平成29年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等」（平成29年1月 総務省自治財政局事務連絡）によることとなりますが、あわせて、参考資料2「ホストタウン推進のための地方財政措置の考え方について」（20～21ページ）及び参考資料3「特別交付税の対象経費について」（22～25ページ）をご覧ください。

## 7 登録スケジュール

---

- ・ 毎奇数月末日までに提出のあった交流計画について、翌偶数月に審査を実施し、その月末に公表します。
- ・ 奇数月末日までに提出のあった交流計画がそれ以降変更となった場合は、翌奇数月末日までに提出があったものとして扱います。

---

<sup>1)</sup>[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020\\_suishin\\_honbu/hosttown\\_suisin/index.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/hosttown_suisin/index.html)

## ＜今後のホストタウン登録スケジュールについて＞

内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局

第六次以降のホストタウン登録スケジュールを以下のとおりとする。

### ＜登録スケジュール＞

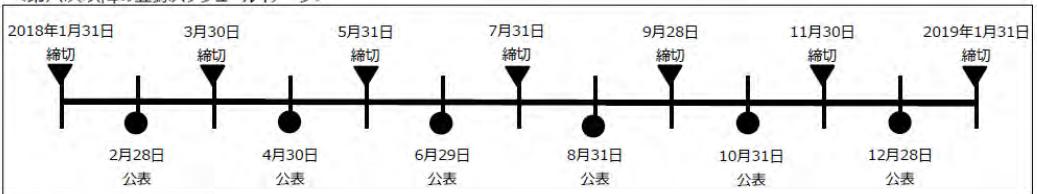
2018年より申請受付期間を短く区切り、奇数月の末日までに提出があったものについて、翌偶数月の末日に公表。

※末日が祝休日の場合は前営業日とする。

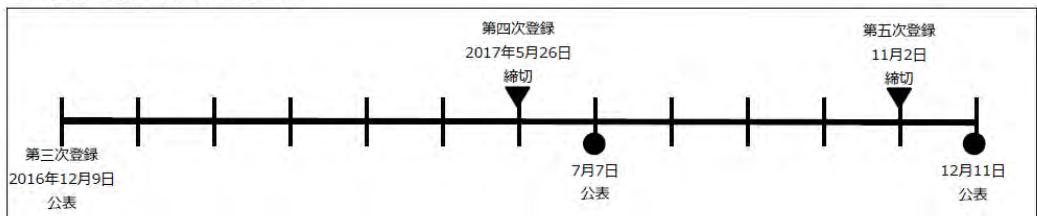
### ＜結果について＞

申請のあった団体に対し個別に結果を通知するとともに、登録団体一覧をホームページに掲載する。

### ＜第六次以降の登録スケジュールイメージ＞



### ＜ご参考：これまでの登録スケジュール＞



## 8 登録後の留意事項

---

- ・ 登録された団体の交流計画の概要は、登録決定後速やかに公表します。
- ・ 年1回程度、登録された交流計画の進捗状況について報告をお願いします。報告をお願いするタイミング等については、別途お知らせしますが、参考資料3を参照ください。
- ・ 申請主体に自治体を追加するなど、提出した交流計画の内容に大きな変更があった場合、計画の変更が必要な場合もありますので、速やかに事務局までご連絡ください。

# (付属資料) 交流計画策定の留意点

## 【注】

- ・交流計画は本項に定める様式に従って、記載してください。
- ・計画策定に当たっては、赤字で記載された事項に留意していた  
だくようお願いします。

## ホストタウン登録申請書

平成〇年〇月〇日

東京オリンピック競技大会・

東京パラリンピック競技大会担当大臣 殿

申請者住所

申請者名

公印

ホストタウン推進要綱（平成 27 年 9 月 30 日 2020 年東京オリンピック・パラ  
リンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議決定）第 3  
(1) の規定に基づき、登録を受けたいので別紙交流計画とあわせ、下記の通  
り申請します。

記

申請団体名	・事業を行う地方公共団体名を記載（複数の団体が連携する場合、すべての団体名を記載する）
（代表団体名）	・実施団体が複数の場合、申請の代表となる団体を記載してください。
代表者氏名	・申請団体の首長名を記載してください。 ・複数の団体が連携する場合は代表団体の首長名を記載してください。
事業名	・計画の内容を適切に表現した名称であれば特段の制約はありません。
事業期間	・大会前から大会後（2021 年度以降）までの期間を設定してください。

別紙

# 交 流 計 画

## 1. 交流の相手国・地域に関する内容（要綱第3（2）ア関係）

交流の相手国・地域名	・交流の相手方となる国・地域名を記載してください。 ・相手国・地域は2020年大会に参加することが見込まれるものに限ります。
------------	---

### 相手国・地域との折衝状況

- 相手国・地域との交流が成約している場合は、その旨を記載するとともに、成約を証明する書類を添付ください。

#### [記載例]

- ●●国との事前合宿を受け入れる。（受入協定を○年○月に締結。別紙●参照）
- 大会後、地域住民との交流のため●●国の選手を派遣してもらう。（○年○月に書面により約束）

- 未成約の場合は、当該国を選定した理由やこれまでの関係、今後の交渉方針等（どのような人的つながりや手段を用いて、どのような道筋で相手国側との成約に結び付けようと考えているか）、庁内の意思決定の状況を記載し、調整状況を示す書類を添付してください。

#### [記載例]

- ××国際大会の際、事前合宿の受け入れを行った▲▲国と、当時の人的つながりを活用して、誘致を行うことを庁内の推進本部で決定済み（平成●年●月。別紙●に第1回本部の資料を添付）
- ○年○月、▲▲国競技団体の△△氏に対して、事前合宿での活用を申し入れ済み。
- ○年○月、首長出張の機会に、▲▲国NOCの△○氏に対して、事前合宿での活用を申し入れ済み。
- ○年より、事前合宿に先駆けて、▲▲国とスポーツ交流を行うことを合意済み。
- △△国が、本年○月に、事前視察に来ることを約束しており、調整中。
- 大会後、地元住民との交流のために▲▲国の選手派遣について、▲▲国競技団体の◇◇氏と調整中。

※申し入れ等の後、相手からどのような反応があったか等、現在も交渉が継続している旨が分かるように記載願います。

相手国・地域の在京大使館等のコンタクトパーソン（いる場合）

名前（アルファベット表記及びカタカナ）：

官職：

連絡先（メールアドレス等）

## 2. 行おうとする交流及び当該交流に伴い行われる取組みの内容（要綱第3（2）イ関係）

### （1）考え方

以下のような観点を踏まえ、記載願います

- ・申請団体の政策体系における、本取組みの位置づけ
- ・オリパラとの関連及び機運醸成に向け期待される効果
- ・本取組みを通じ、創出しようとするレガシー（将来の地域の財産）
- ・ボランティアの育成・連携の方針
- ・取組みの先行性や独自性
- ・過去類似の取組み（国際交流やスポーツ合宿・大会の受入等）がある場合、当該事例及びその成果 など

## (2) 取組方針

- ・事業期間を通じ、3類型すべての者と交流の計画を有することが登録の要件になります。
- ・行われる交流とオリパラとの関係を明確に記載してください（既存事業との違いを明確化して下さい）。

事業期間	関係者等との交流の内容			交流に伴い行われる取組み
	大会等に参加するために来日する選手等（要綱第2ア）	大会参加国・地域の関係者（要綱第2イ）	日本人才オリンピアン・パラリンピアン（要綱第2ウ）	
大会前  2019年度までの取組みを記載		<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流の相手国である●●国在京大使館職員を招き、市民向けに同国の文化や歴史を紹介するイベントを開催する。</li> <li>・●●国の障害者アスリートを特別支援学校に招き、障害者スポーツを通じた交流を行う。</li> <li>・当市の小学生スポーツ大会に、●●国的小学生選手団を招待する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市出身の日本人才オリンピアン・パラリンピアンを小学校等に招き、講演や競技体験を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・●●国の事前合宿誘致に向け、同国の競技連盟を訪問する。</li> <li>・JETプログラムを活用し、●●国からのCIR（国際交流員）の採用を目指す。</li> <li>・●●国の事前合宿や、交流事業を支援するための住民ボランティアを育成する。</li> <li>・地元の農産物輸出振興、食文化の発信のため、●●国で地元の食材や料理等を振る舞うイベントを実施する。</li> </ul>
大会中  2020年度の取組みを記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・●●国の事前合宿の受入れに際して、地元中学生とミニ競技大会を行う。</li> <li>・競技終了後、選手等を当地に招き、地元の食の体験ツアーを行う。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・●●国の事前合宿の受入れを行う。</li> </ul>
大会後  2021年度以降の取組みを記載		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市の子どもたちを●●国的小学校に派遣する。</li> </ul>		

### 3. 交流計画の特色（3行程度）

ホストタウン一覧として公表される「計画の特色」を記載ください。

### 4. 事前合宿を行う地方公共団体にあっては、相手国、実施競技その他実施する内容（要綱第3（2）ウ関係）

- 実施競技・使用する施設は可能な範囲で記載してください。

相手国	実施競技	使用する施設	備考
●●国	陸上	××総合運動公園 ※ 改修の有無・規模等を可能な限り記載してください。	※ 大会組織委員会の「事前キャンプガイド」 <sup>2</sup> や全国知事会の「スポーツキャンプジャパン」 <sup>3</sup> への登録状況や、過去の国際大会の実績について記載してください。
	柔道	★★武道館	

<sup>2</sup> <https://pregamestraining.tokyo2020.jp/>

<sup>3</sup> <http://sportscamp.jp/>

## 5. その他交流の実施に必要と認められる事項

- ・必要に応じ、以下の事項について本項に記載してください。
  - 活用を予定している国の事業
  - 庁内の推進体制、連携している他の機関（商工会、観光協会、大学、町内会、地元企業など）
  - 地域の魅力を発信するための取組み
  - 他施策との関係（定住自立圏構想、地方版総合戦略など）

## 6. 東京 2020 参画プログラムへの主体登録

主体登録とは、参画プログラムを実施する主体として登録を行うことです。

ホストタウン登録されると同時に、主体登録を希望される場合には下記にチェック願います。

※主体登録後、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会からアカウントが発行され、参画プログラムの実施申請が可能となります。

**ホストタウン登録と同時に主体登録を希望する · · · · □**

## 【連絡先】

担当者名	<ul style="list-style-type: none"><li>審査などの際、こちらから連絡させていただく申請団体（代表団体）の職員の氏名を記載願います。</li><li>当方からの問い合わせに対し、責任をもって対応できる方をお願いします。</li></ul>
担当者所属	
担当者連絡先	
電話（直通）	
F A X	
電子メール	各種通知をする際に漏れや遅延が起きないよう、なるべく個人のメールアドレス以外も記載願います。

# 參考資料

## 【参考資料1】

### ホストタウン推進要綱

平成27年9月30日  
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における  
ホストタウン関係府省庁連絡会議決定  
平成28年1月26日  
一部改正  
平成29年12月11日  
一部改正

#### 第1 目的

本要綱は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の開催により多くの選手や観客が来訪することを契機に、全国の地方公共団体（二以上の地方公共団体による連携主体を含む。以下同じ。）と大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的とする。

#### 第2 定義

本要綱において、ホストタウンとは、第1に定める目的を達成するため、住民等と次に掲げる者との交流及び当該交流に伴い行われる取組み（大会の事前合宿の実施及び実施に向けた取組みを含む。）であって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするものを行う地方公共団体として、第3により登録を受けた団体をいう。

- ア 大会等に参加するために来日する選手等
- イ 大会参加国・地域の関係者
- ウ 日本人オリンピアン・パラリンピアン

#### 第3 登録等の手続き

- (1) ホストタウンへの登録を希望する地方公共団体は、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局（以下「事務局」という。）に対し、交流計画を提出する。
- (2) 交流計画には、次に掲げる事項を記載する。
  - ア 交流の相手国に関する内容

- イ 行おうとする交流及び当該交流に伴い行われる取組みの内容
  - ウ 事前合宿を行う地方公共団体にあっては、相手国、実施競技その他実施する内容
  - エ その他交流の実施に必要と認められる事項
- (3) 事務局は、交流計画に記載された事項が第2に合致し、かつ、当該計画が確実かつ大会後も継続的に実施される見込みがある場合は、当該計画を提出した地方公共団体をホストタウンとして登録する。
- (4) 事務局は、登録を行った場合は、その概要を関係府省庁に通知するとともに、インターネットその他の方により公表する。
- (5) 前4項の規定は、交流計画を変更する場合に準用する。
- (6) 提出した交流計画を取り下げる場合は、事務局に対しその旨を報告する。

#### 第4 支援

##### (1) 事務局

事務局は、ホストタウンに登録意向を持つ団体の相談に応じるとともに、登録団体が円滑に事業を実施できるよう、窓口を設置する。

##### (2) 関係府省庁による支援

関係府省庁は、各種財政支援、人材の派遣又は情報提供などを通じ、ホストタウンの推進に向けた支援を行う。

#### 第5 その他

この要綱の細目は、事務局が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成27年9月30日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年1月26日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年12月11日から施行する。

## 【参考資料2】

### ホストタウン推進のための地方財政措置の考え方について

平成27年9月30日  
内閣官房  
東京オリンピック競技大会・  
東京パラリンピック競技大会事務局  
総務省自治行政局国際室

ホストタウン推進要綱（平成27年9月30日 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議決定。以下「要綱」という。）に基づく、地方財政措置の考え方は、以下のとおりです。

#### 1. ホストタウンの取組みに対する特別交付税措置

##### （1）対象団体

要綱第3（3）に基づき、ホストタウンとして登録された地方公共団体（二以上の地方公共団体による連携主体を含む）

##### （2）対象経費

住民等と次に掲げる者（以下「大会関係者」という。）との交流又は当該交流に伴い行われる取組みであって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするものに要する経費（一般職員の旅費など行政の内部管理経費は対象外）

- ・大会等に参加するために来日する選手等（大使館員等）
- ・大会参加国・地域の関係者
- ・日本オリンピアン又はパラリンピアン

<例>

- ① 大会関係者との交流に要する経費
  - 大会関係者の招へいに要する経費
  - 競技体験イベントや講演会の開催経費
  - 大会関係者にホストタウンの魅力を体験してもらうイベントや住民との交流会の開催経費
  - 相手国の応援イベントの開催経費
  - ホストタウンと相手国の学校の生徒等が相互に往来する経費

- (2) ①の交流に伴い行われる取組みに要する経費  
－交流相手国の事前合宿（東京大会以外の国際競技大会の合宿を含む）の誘致  
及び実施に関する経費（ボランティア養成、警備、宿泊、輸送等に要する経費）

- (3) 措置額  
対象経費の一般財源合計額の2分の1

- (4) その他  
東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に実施する民間施設のバリアフリー化に要する経費（民間団体等への補助）や交通施設のバリアフリー化に要する経費（国と協調して交付する鉄道事業者等への補助）については、既存の特別交付税措置の対象となります。

## 2. ホストタウンが行う施設改修に係る地方債措置

- (1) 対象団体  
以下の要件をいずれも満たす地方公共団体  
① 要綱第3（3）に基づき、ホストタウンとして登録された地方公共団体  
② 長期的視点から総合的かつ計画的に行われるよう策定する公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画（公共施設等総合管理計画）を策定している地方公共団体

- (2) 対象事業  
東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿に活用する既存のスポーツ施設を各競技の国際競技連盟基準に適合させるために必要不可欠な改修事業（施設の新設は対象外）  
※ その他、収益性のある施設の整備事業は対象外となるなど、地域活性化事業債の取扱いに準じることとなります。

- (3) 地方債措置  
地域活性化事業債（充当率90%、交付税措置率30%）の対象

## 【参考資料3】

### 特別交付税の対象経費等について

#### (1) 相手国の選定

問1 ある国のサッカーチームを2020年の事前合宿で誘致したいが、同国が予選落ちして本大会に参加できない場合も考えられる。本選参加が決定するまで「相手国」として認められないか。

答 本選への参加が正式決定していないなくても、申請は可能であるが、相手国に対し2020年大会の事前合宿を行う意志があることを、何らかのかたちで確認していただく必要がある。

#### (2) 相手国選手・関係者との交流

問2 相手国関係者や選手等を招いてのレセプションパーティーを開催する場合、その経費は対象となるか。

答 当該パーティで住民等との交流が行われるのであれば、対象となる。ただし、食糧費は除く。

問3 管内の小中学校で、相手国を学ぶためのテキストを作成し、授業で使用した。このテキスト作成にかかる費用は対象となるか。

答 通常の授業の中で使用するものは、対象とならない。

問4 相手国で物産展を開催する場合、その経費は対象となるのか。

答 基本的には対象とならない。要綱第2の定義のとおり、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図るもののが対象となる。

問5 住民を対象としたパブリックビューイングに要する経費は対象となるか。

答 機器の借上げに要する経費は対象となるが、購入経費は対象とならない。

### (3) 日本人オリンピアン・パラリンピアンとの交流

問6 オリパラの日本選手団の事前合宿・強化合宿の受入れは対象になるのか。

答 基本的には対象とはならない。ただし、選手団の中にいるオリンピアン・パラリンピアンと住民とが交流をする場合、その経費は対象となる。

問7 「日本人オリンピアン又はパラリンピアン」にOB、OGは含まれるのか。

答 含まれる。

### (4) 誘致費用関係

問8 ある国のサッカー競技の事前合宿受け入れに先立ち、サッカーの国際ジュニア大会をわが市で開催したい。その開催経費は特別交付税の措置の対象となるのか。

答 当該大会の開催経費全体が対象とはならないが、大会開催時に当該受入対象国のジュニア選手と住民等との間で交流を行う場合、当該交流部分の経費については「大会参加国・地域の関係者」との交流として対象となる。

問9 2020年東京大会において、A国の「陸上競技」の事前合宿を受け入れるのに先立ち、2018年平昌冬季大会において同国の「スケート競技」の事前合宿を受け入れたいが、誘致費用・受入れ費用は特別交付税の措置の対象となるのか。

答 平昌大会の事前合宿の受入れが、相手国との信頼感醸成につながるなど2020年の東京大会の事前合宿の受入れに直結すると認められる特段の事由があれば、対象となりうる。（例えば、平昌大会の合宿で使おうとする施設と東京大会の合宿で使おうとする施設が、同じ総合運動公園に所在し、平昌大会の合宿が東京大会の合宿の視察を兼ねるようなケース）

問10 事前合宿誘致は官民合同の実行委員会で行っているが、当該委員会に対する負担金は特別交付税の措置の対象となるのか。

答 設置規程で、当該委員会のミッションが合宿の誘致に限定されているなど、当該負担金が誘致費用に充てられることが明らかな場合、対象となりうる。

**問11 事前合宿誘致のため現地のエージェント等に交渉を委託する場合、その経費は対象となるか。**

答 委託内容が、交流計画に位置付けられており、かつ、委託内容が具体的に特定されていれば対象となる（例：事前合宿の誘致の交渉に係る通訳経費、相手国での各種交流事業（事前合宿の調印式）を行うために要する経費）。他方、誘致戦略の企画・立案を含め、誘致実現に向けた一連のプロセスを包括的に委託する場合（いわゆる「丸投げ」の場合）など委託内容が具体的に特定されていない場合については、対象とならない。

**問12 相手国との交渉のため、臨時的に職員を任用した。この職員の経費は対象となるか。**

答 臨時に任用する職員の任用経費は、原則として対象とならない。ただし、相手国・地域との調整に従事させるため、それに必要な資格・スキル（例：相手国での勤務経験等がある場合）を持つ者を臨時に雇用するような場合は、対象となる可能性があるため、具体的に相談いただきたい。

**問13 PR映像やパンフレットなどのコンテンツ作成に要する経費は対象となるか。**

答 パンフレットは対象となる。コンテンツ作成については、その後も、一般的な広報で活用するものは対象外。

## （5）計画の進捗管理

**問14 交流計画にどのような変更が生じた場合、変更申請が必要になるのか。**

答 適宜ご相談いただきたいが、①相手国を追加・変更する場合、②申請主体を追加する場合、③事業費に大きな異動を生じさせるような場合については、必ず変更申請をお願いしたい。

**問15 交流計画が実現不可能になった場合の計画の取り扱い。**

答 （計画を変更しても、計画を達成していただくことが一義であるが、）実現不可能であることが確定した場合、当該計画は要綱の要件を欠缺したと認められることから、失効したものとして取り扱う。

**問16 交流計画の当初目的の達成が不可能になった場合（誘致等に失敗した場合）、交付税の返還措置（翌年算定時における調整）はとられることになるのか。**

答 相手国・地域の競技団体の意向や選手の予選突破が叶わなかつたことなどにより、事前合宿の誘致が失敗することは、大会の性質上、有り得ることである。

このため、交流計画の事業を着実かつ真摯に進めていた場合については、選手との交流ができなくなったこと（誘致に失敗した）ことのみを以て、ただちに調整措置を行うことは想定していない。ただし、この場合、交流計画そのものを変更する必要が生じるので、速やかにご連絡いただきたい。

**問17 特別交付税措置の対象となるのは、どの時点の予算なのか（当初予算のみなのか、随時の補正予算も対象となるのか）。**

答 事業の実績額又は実績見込額を対象とするものであり、予算の計上が当初予算か補正予算かは関係がない。

**問18 交流計画以前からの継続事業も特別交付税措置の対象となるのか。**

答 継続事業であっても、その内容が、2020年オリンピックに向けた交流事業であるものが盛り込まれる場合は、対象となる（単なる「看板の架け替え」は認められない）。ただし、ホストタウン登録後の事業（登録時期によっては翌年度以降）が対象となる。

**問19 新規登録団体は、特別交付税措置をいつから受けられるのか。**

答 毎年度8月末日までに登録・公表された団体は、当該年度から算定対象となる。

ただし、登録された日以降の交流事業に係る経費が算定対象となる。

毎年度10月末日以降に登録・公表された団体については、翌年度から算定対象となる。

### 【参考資料3－1】

ホストタウンに登録された団体には、毎年度、相手国との折衝状況や、当該年度に行う交流事業の内容とその見込額について調査を実施します。  
(実施時期は、毎年4～6月頃を想定)

この調査で回答のあった交流事業費と、総務省が行う特別交付税に係る調査への回答（事業費）は、同じ金額となるようご留意ください。

なお、特別交付税は、事業費のうち一般財源負担額が算定対象となります。

### (様式イメージ)

#### ホストタウン交流計画の年度事業調

【自治体名】  
【担当課、氏名、連絡先】

別

#### 1 相手国・地域との協議状況について

--	--	--	--	--

#### 【記載要領】

交流計画提出以降の相手国との協議状況を記載してください。

#### 2 交流計画で記載している事業について(特別交付税の対象となる事業)

	交流計画の記載事項	交流の類型	計画の概要	事業費 (単位:千円)	事業費の内訳(単位:千円)
1					
2					
3					
4					
合 計				0	

#### 3 交流計画で記載している事業について(2以外の事業)

	交流計画の記載事項	計画の概要	事業費 (単位:千円)	事業費の内訳(単位:千円)
合 計			0	

## 【参考資料4】

事務連絡  
平成28年5月13日

各都道府県・指定都市  
オリンピック・パラリンピック担当部局長様

内閣官房東京オリンピック競技大会・  
東京パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官  
外務省大臣官房総務課地方連携推進室長  
総務省自治行政局国際室長

### ホストタウンに取り組む地方公共団体への支援について（通知）

ホストタウンの推進については日頃より御理解と御協力を賜りありがとうございます。このたび、ホストタウンに取り組む地方公共団体の皆様からの御意見も踏まえ、地方公共団体が駐日大使館等に接触・調整を行う際に、希望がある場合には外務省から下記の支援を行うことにいたしましたのでお知らせいたします。貴団体内関係部局と広く共有いただきとともに、各都道府県におかれましては市町村への周知についても合わせてお願ひいたします。

今年度は、5月19日締切の第二次登録（6月上旬決定・公表予定）に加え、リオデジャネイロ大会終了後の秋には第三次登録も予定しています。

下記支援も積極的に御活用の上、ホストタウンの登録に向けた取り組みを進め、地域のグローバル化、活性化につなげていただくようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 外務省を通じた駐日各国大使館等訪問の取り次ぎ（駐日大使館等の担当者、連絡先の紹介）
- 2 日本の在外公館を通じた関連情報の取り次ぎ
- 3 留意点
  - (1) 相手国・地域により事情が異なる面もあることから、全ての要請に応えられない場合があることを御了承ください。また、この手続きはあくまで外務省の支援を希望される場合のものであり、独自に接触・調整されることを妨げるものではありません。
  - (2) 事前キャンプの実施等の決定権は、あくまで各国・各地域のNOC（国内オリンピック委員会）、NPC（国内パラリンピック委員会）、各NF（国内競技団体）等にあります。今回の支援内容は相手方との交渉をスムーズに開始していただくためのものであり、最終的な事前キャンプ受入れ等の協約締結までを保証するものではありません。
  - (3) 情報の共有、広域連携等の観点から、市町村からの初期段階の相談・要請等については、都道府県を通じて行っていただくようお願いします。

（外務省・問い合わせ先：大臣官房総務課地方連携推進室  
電話（03）5501-8491）

## 【参考資料5】

### 関係する政府決定（抄）

#### ○ 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月閣議決定）

##### 4. 大会を通じた新しい日本の創造

###### (1) 大会を通じた日本の再生

###### ① 被災地の復興・地域活性化

大会の開催により多くの選手・観客等が来訪することを契機に、地域の活性化等を推進するため、事前キャンプの誘致等を通じ大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として、被災地を含む全国各地に広げる。

#### ○ 経済財政運営と改革の基本方針 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）

##### ③ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた取組

「復興五輪」の実現、ホストタウンによる地域活性化や国際交流の推進とともに、ボランティア人材の育成・普及、beyond2020 プログラム等を通じた日本文化の魅力発信、深層学習による自動翻訳システムの開発・普及、共生社会の実現など大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を政府一丸となって、地方自治体・民間企業等と連携しながら進める。

#### ○ 未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）

##### ② 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

###### (ク) 訪日プロモーションの戦略的高度化及び多様な魅力の対外発信強化

・ホストタウンの推進を通じ海外への情報発信等を強化する。

#### ○ まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016 改訂版）（平成 28 年 12 月 22 日閣議決定）

##### (1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

###### (イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築

###### ② 多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり

「ホストタウン」の推進による多様で豊かな地域の特色づくりの促進、REVIC と地域金融機関等が設立する地域観光・まちづくり活性化ファンドや株式会社海外需要開拓支援機構の活用等により、多様な地域の資源を活用したコンテンツづくりを図る。

#### ○ まち・ひと・しごと創生基本方針 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）

##### 1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

①一次産品や観光資源、文化・スポーツ資源など地域資源・地域特性を活用した「しごと」づくり

・地域の更なるグローバル化に向けて、ホストタウンの推進と地域の中小企業をかけ橋とした国際交流等を推進する。

#### ※過去の関係する政府決定

○経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

○経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）

○経済財政運営と改革の基本方針 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）

○日本再興戦略改訂 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

○日本再興戦略改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）

ホストタウン登録申請の手引き

平成 30 年 8 月第 7 版 作成

<本稿に対する問い合わせ先>

内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局

ホストタウン担当

電話 : 03-3581-0163

FAX : 03-3581-4355

E-mail : oripara2020host-town.i9u@cas.go.jp

住所 : 東京都千代田区永田町 1-6-1